

(無人ヘリ及び散布装置)

第3条 社団法人農林水産航空協会（以下「協会」という。）は、無人ヘリ及び散布装置（以下「無人ヘリ等」という。）について、社団法人農林水産航空協会長（以下「協会長」という。）が別に定める「産業用無人ヘリコプター及び散布装置性能確認基準」により、性能等を確認するものとする。

2 協会長は、前項の基準に適合するものについて、その旨を証する証票を交付するものとする。

(販売等の届け出・登録)

第4条 無人ヘリ等を販売又は譲渡する者（以下「販売業者等」という。）は、無人ヘリ等を販売、譲渡、貸与したとき、協会長が指定する産業用無人ヘリコプター及び散布装置定期性能点検・整備機関（以下「整備機関」という。）を経由して「産業用無人ヘリコプター登録・変更申請書」（別紙様式）を速やかに協会長に提出するものとする。

2 無人ヘリ等の所有者又は使用者は、無人ヘリ等を譲渡、貸与・返却、抹消・復活又は廃棄したときは、「産業用無人ヘリコプター登録・変更申請書」（別紙様式）を、速やかに整備機関を経由して協会長に提出するものとする。

3 販売業者等、所有者並びに使用者は、無人ヘリ等を販売、譲渡又は貸与するときは、その相手方に対して、用途の限定、損害保険の加入等について周知させるものとする。

4 協会長は、1項又は2項の届け出のあった無人ヘリ等について、それを登録するものとする。

(保管・点検・整備)

第5条 無人ヘリ等の所有者又は使用者は、その適正な保管・管理に努めるとともに、耐久性、性能等についての点検・整備を行うものとする。

- 2 協会長は、無人ヘリ等の所有者又は使用者が、別に定める「産業用無人ヘリコプター及び散布装置性能確認基準」により、無人ヘリ等の定期点検・整備を行ったことを確認したときは、その旨を証する証票を交付するものとする。

(教習施設)

第6条 協会長は、無人ヘリ等を安全かつ適正に利用するために従事するオペレーターの養成を的確に行うため、別に定める「産業用無人ヘリコプター教習施設認定基準」により、教習施設の認定を行うものとする。

- 2 協会長は、前項による認定を行った教習施設に対し、その旨を証する認定証を交付するものとする。

(オペレーター及びオペレーター指導員の認定)

第7条 協会長は、別に定める「産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定基準」により、産業用無人ヘリコプターオペレーター（以下「オペレーター」という。）及び産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員（以下「指導員」という。）の技能を確認するものとする。

- 2 協会長は、前項による技能を確認したオペレーターに「産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証」（以下「技能認定証」という。）を、指導員に「産業用無人ヘリコプターオペレー

ター指導員認定証」(以下「指導員認定証」という。)を、それぞれ交付するものとする。

3 オペレーターは、技能認定証に記載された機種、技能区分に限り機体を操作できるものとする。

4 指導員は、指導員認定証に記載された機種、技能区分に限り機体を操作、指導できるものとする。

5 オペレーター及び指導員は、善良な利用者として無人ヘリ等を操作し、適正に管理するものとする。

(作業の基準)

第8条 無人ヘリによる諸作業は、農薬取締法その他の関係法令並びに農林水産省が定める「空中散布等の基準」に従って行なわなければならない。

(散布資材等)

第9条 農薬及び肥料その他の農業資材は、法律による登録を受けたものを、定められた方法で使用しなければならない。

(無人ヘリの運用)

第10条 協会は、無人ヘリ利用の安全かつ円滑な推進を図るため、毎年度、都道府県の協議会等の組織を通じ、利用計画及び利用実績を把握するよう努めるものとする。

2 無人ヘリの利用実施主体は、無人ヘリ利用計画及び利用実績を、都道府県の協議会等を経由して協会へ報告するものとする。

(情報の提供)

第11条 協会は、無人ヘリ等の所有者及びオペレーターその他の関係者に対し、機体の安全使用、散布資材及び散布飛行諸元等に係

る技術情報の提供に努めるものとする。

(農林水産省等への報告)

第12条 協会は、次の事項について、毎年度、農林水産省に報告するものとする。

- (1) 無人ヘリ等の性能確認状況
- (2) 無人ヘリの安全かつ効果的な利用技術の開発及び改善状況
- (3) 機体登録状況
- (4) 定期点検整備状況
- (5) 教習施設の設置状況
- (6) オペレーター等の認定状況
- (7) 利用状況

2 協会は、次の事項について、毎年度、関係都道府県に報告するものとする。

- (1) 機体登録状況
- (2) 教習施設の設置状況
- (3) オペレーター等の認定状況
- (4) 利用状況

(協会の役割)

第13条 協会は、第3条から第12条に掲げる事項を行うほか、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 無人ヘリの利用上の特性に十分配慮し、安全かつ効率的な技術の開発・改善並びに普及。
- (2) 農林水産業その他の分野における無人ヘリ利用の健全な発展の推進。

- (3) 前項の目的達成に資するための無人ヘリ利用者組織の育成・指導及び支援。

(個人情報取り扱い)

第14条 協会は、第4条及び第7条の規定により提出された個人情報を、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき、適正に管理するものとする。ただし、国、地方公共団体等から正式な要請があり、かつ、その利用目的が、公共の利益の確保もしくは無人ヘリの安全かつ適正な利用の推進のために必要であると認められる場合には、文書開示できるものとする。

2 協会は、提出された個人情報について、本人確認、技能保有程度の確認及び本人に対する文書・情報等の送付の目的にのみ使用するものとする。

3 協会は、開示を希望しない者の申し出を受けるものとする。

(附則)

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

## 4. 操作要員（オペレーター）と機材

### ① オペレーターの認定

無人ヘリを操作するオペレーター（農薬使用者）は、協会が認定した教習施設において、農林水産業における無人ヘリ利用に関する知識と技能を修得した者を資格者と認定しています。

また、オペレーターを指導する指導員については、協会が技能等の確認を行い、認定された者が指導員資格者になっています。

これらの資格者に対して「認定証」が交付されます。

産業用無人ヘリコプターオペレーター技能認定証	
氏名	生
住所	
認定証番号	農林水産航空協会
交付年月日	
有効期限	
技能区分・操作機種	写真

#### 注意事項

1. 無人ヘリを操作するときは、認定証を携帯して下さい。
2. 認定証の有効期限の2年前以内に、更新研修を受けて下さい。
3. 操作機種が登録抹消された機種での更新はできません。継続するときは、機種拡張して下さい。

産業用無人ヘリコプターオペレーター指導員認定証	
氏名	生
住所	
認定証番号	農林水産航空協会
交付年月日	
有効期限	
技能区分・操作機種	写真

#### 注意事項

1. 無人ヘリを操作するときは、認定証を携帯して下さい。
2. 認定証の有効期限の2年前以内に、更新研修を受けて下さい。
3. 操作機種が登録抹消された機種での更新はできません。継続するときは、機種拡張して下さい。

### ② 機種・散布装置の確認と検査

無人ヘリの機種及び散布装置は、協会が型式、性能を確認し、定期的な整備検査に合格したものを使用します。

事業に使用する機材には必ず証票を貼付するよう定めています。

産業用無人ヘリコプター 性能確認票	
機種型式	
製造番号	
発行年月	年 月
(社) 農林水産航空協会	

産業用無人ヘリコプター 用散布装置性能確認票	
装置型式	
製造番号	
発行年月	年 月
(社) 農林水産航空協会	

平成 年度	
産業用無人ヘリコプター 定期点検済票	
有効期限	年 月
(社) 農林水産航空協会	

平成 年度	
産業用無人ヘリコプター 用散布装置定期点検済票	
有効期限	年 月
(社) 農林水産航空協会	

## 5. 作業前の安全研修・慣熟飛行

散布作業は、チームワークが大切です。作業に先立ちオペレーター、合図マン、作業者等と安全研修や打合せを必ず行って下さい。また、労災保険及び損害賠償責任保険に加入することをお勧めします。

シーズンに先立って、機体は、取扱説明書に従って「長期保管後の使用に当たっての点検」を実施し、1年毎の定期点検を受けていることを確認して下さい。また、オペレーターは、慣熟飛行を行って下さい。

慣熟飛行を行う場合、フライトモードの違いによるスティック操作と機体の動きを習得し、特に、オペレーターの操縦を優先したモードにおける飛行を慣熟することをお勧めします。

【研修等時期の目安】

1月～4月		5月～9月	10月～12月
安全研修	打合せ	作業時期	検 討 会
長期保管後の点検			機体・装置等定期点検
慣熟飛行			
(計画等取りまとめ)		(実績帳簿記載)	(実績取りまとめ)



## 6. 作業前の安全チェック

どんな作業においても、十分に始業点検を行うことが、安全確保の面で大変重要なことです。

作業の開始に先立ってオペレーター並びに合図マンは、次のような点について必ず点検をして下さい。なお、点検に当たっては、漏れのないよう「安全チェック票」(61ページ)を利用して下さい。

[点検事項]

- ①散布区域を十分に確認して、散布計画面積、散布飛行で注意する場所、障害物の位置等を正確に把握したか。
- ②散布農薬の性状、使用方法等(対象病害虫、適用作物、散布量、希釈倍数、使用時期、総使用回数等)、使用上の注意事項を確認したか。
- ③風向、風速から判断して、付近に散布農薬の残留が危くされる他物や危被害の恐れのある地物はないか。特に、人に対する危被害防止措置が十分であることを確認したか。風向、風速計等により正確な風向、風速を把握するよう努めること。
- ④家畜、養蚕、養蜂、養魚等に対する配慮は十分か。
- ⑤野外駐車場、自動車整備場等、農薬による塗装汚染の危険はないか。
- ⑥転作作物、その他散布対象以外の作物に薬害等の懸念がないか。
- ⑦散布区域周辺に有機農産物の生産ほ場や他作物等があるかどうか十分に確認したか。
- ⑧機体、散布装置の調整に手落ちはないか。〔附-3〕  
(飛行諸元と毎分吐出量の関係、吐出むら、ボタ落ち等)
- ⑨幼稚園、学校、病院等、公共施設関係への配慮は十分か。

- ⑩水源地、河川、浄水場等への配慮は十分か。
- ⑪交通頻繁な道路、住宅等への配慮は十分か。



- ⑫使用する電波の混信を避けるために、隣り合う区画に同一周波数の機体が入らないように計画したか。
- ⑬ヘルメット、マスク、保護めがね、長袖の上着、長ズボン等の装備に不都合ないか確かめたか。
- ⑭合図マンと通話出来なくなったときの連絡方法を確かめたか。

## 7. 散布飛行の基本

散布飛行の安全と、散布作業の効果を確保するため、**次の点については散布飛行の基本として厳守して下さい。**